

1. 助成対象

松茂町に住民票のあるお子様で、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの期間の医療費をお子様の保護者の方に助成します。

2. 助成内容

令和6年4月1日以降の診療分から、保険適用医療費の自己負担金が無償となりました。

通院	入院	調剤薬局
自己負担金 0円	自己負担金 0円	自己負担金 0円

※健康保険適用外の医療費や、食事療養費については助成対象にはなりません。

次の場合は助成を受けることができません。

- ① 他の法令による給付（育成医療、小児慢性特定疾患等）を受けることができる場合
（窓口で自己負担金がかかる場合は、その自己負担金額については助成の対象となります。詳細については福祉課にお問い合わせください。）
- ② 健康保険各法に基づく、高額療養費、附加給付金の支給があった場合
（これらが支給される状況である場合、その支給される金額については助成の対象外となります。）
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による災害給付が行われる場合

3. 子どもはぐくみ医療費受給者証の使用 方法について

◎県内の病院で受診される場合は、保険証と子どもはぐくみ医療費受給者証を合わせて医療機関にお持ちください。医療機関の窓口で精算可能です。

県外で受診された場合や、コルセットを処方された等、医療費の全額を自己負担し、健康保険から払い戻しを受けた場合は、次の書類をお持ちいただき、請求をしてください。

- ① 県外等で子どもはぐくみ医療費受給者証を使わずに、医療機関で保険証を提示し、保険診療分を支払った場合

手続きに必要なもの

- ・ お子様のお名前が入った医療機関発行の領収書（診療日、点数、領収金額、領収印等のあるもの）
- ・ 受給者の方の口座番号のわかるもの
- ・ 子どもはぐくみ医療費受給者証

- ② 医療費の全額を負担し、健康保険から払い戻しを受けた場合
※役場で払い戻しを申請する場合は、先に健康保険に申請し、健康保険から支給決定通知が届いてからになります。（②～④共通）

手続きに必要なもの

- ・ 療養費にかかる領収書の写し
- ・ 受給者の方の口座番号のわかるもの
- ・ 子どもはぐくみ医療費受給者証
- ・ 保険者発行の療養費支給決定通知（健康保険の支払い後の手続きになります）

- ③ コルセットやサポーター等の治療用装具の場合

手続きに必要なもの

- ・ 医師の意見書、補装具装着証明書の写し
- ・ 購入した装具の領収書の写し
- ・ 受給者の方の口座番号のわかるもの
- ・ 子どもはぐくみ医療費受給者証
- ・ 保険者発行の支給決定通知書（健康保険の支払い後の手続きになります）

- ④ 9歳未満の小児弱視等の治療用眼鏡、コンタクトレンズの場合

※近視や乱視等の単純な視力補正のための眼鏡等は含まれません。

手続きに必要なもの

- ・ 眼科医の治療用眼鏡等の作成指示書の写し（視力等の検査結果の記載されたもの）
- ・ 購入した眼鏡等の領収書の写し
- ・ 受給者の方の口座番号のわかるもの
- ・ 子どもはぐくみ医療費受給者証
- ・ 保険者発行の支給決定通知書（健康保険の支払い後の手続きになります）

医療費が高額療養費の支給基準に該当する見込みがある場合は、事前に健康保険を運営する保険者から限度額認定証を発行のうえ、医療機関の窓口までお持ちください。

4. 次の場合は手続きが必要になります

① お子様の健康保険証が変わったとき

手続きに必要なもの

- ・お子様の健康保険証
- ・子どもはぐくみ医療費受給者証

② お子様の住所が町内間で変わったとき

手続きに必要なもの

- ・子どもはぐくみ医療費受給者証

④ 離婚等でお子様を養育される方を変更したいとき

手続きに必要なもの

- ・子どもはぐくみ医療費受給者証
- ・新しく養育される方の個人番号確認書類
(個人番号通知カード等)
- ・身分証明証 (運転免許証等)

注: お子様を町外へ転出された場合や、生活保護受給または児童福祉施設に入所された場合は、子どもはぐくみ医療費受給者証をお使いいただけません。

5. その他制度のことについて

① 受給者証を紛失・破損等をされた場合は、お子様の健康保険証を福祉課に持参してください。

② 交通事故等で第三者の行為によって怪我や病気をした際の一部立て替え払いの制度はございませんので、第三者から損害賠償を受けることができる場合は医療機関で子どもはぐくみ医療費受給者証をお使いいただけません。

③ 支給させていただいた医療費について、他の法令に基づく支給対象であったことが判明した場合、医療費を返納していただく場合があります。

④ この制度は松茂町の事業であるため、他の市町村と制度の内容が異なります。



松茂町子どもはぐくみ 医療費助成制度について



松茂町マスコットキャラクター「松茂係長」

松茂町では、町内に住民票があるお子様で18歳に達する年度末までの方を対象に、健康保険適用の医療費を助成しております。

※住所・氏名・健康保険証等に変更があったときは、必ず役場でお手続きをしてください。

松茂町役場 福祉課

Tel : 088-699-8713